

オンライン資格確認

導入期限猶予の経過措置、 補助金申請に関する手続きのご案内

2023年3月

東日本電信電話株式会社

オンライン資格確認導入の**すべての工事が完了するのが4月以降となる方が対象**です
NTT東日本工事が3月であっても、レセコンベンダ改修工事が4月以降となる場合も届け出ください

【ご案内①】

オンライン資格確認導入期限に関する、「**経過措置**」の**猶予届出**について

- ・ **2023年3月末までに**、医療機関等ポータルサイトからオンラインにて届け出いただく事で、**導入期限が猶予**されます ※郵送での届け出も可能です

概要はP2 手順はP4より参照願います

【ご案内②】

オンライン資格確認導入の工事完了時期に関わらず、**補助金申請が3月以降となる方が対象**です

オンライン資格確認導入に関する、「**補助金申請**」の**手続き**について

- ・ **2023年3月以降の「補助金申請」**には、従前の申請書類3点に加え、新たに「**システム事業者から受領した書類の中で契約日が記載された書類**」の提出が必要となります

概要、詳細はP9を参照願います

大変重要な手続きとなりますため、お早めにご対応されますようお願いいたします。

【ご案内①】「経過措置」の適用について

- ◆オンライン資格確認の原則義務化に向けた導入期限について、**経過措置の概要**の公表(2022年12月23日)に続き、**経過措置の申請方法等**が公表(2023年1月末)されました
- ◆経過措置が適用される医療機関・薬局のお客様に確実に申請を実施いただけるよう、**経過措置の適用可否及び適用する場合の猶予届出手続きについてご案内**します

1. 原則義務化の期限に関する経過措置の概要

オンライン資格確認の導入期限について、**令和4年度末時点で、やむを得ない事情**がある保険医療機関・薬局については、**期限付きの経過措置を設ける**こととしました。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ社会保険診療報酬支払基金（原則、医療機関等向けポータルサイト）を経由して、地方厚生（支）局に**猶予届出を届け出る**必要があります。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。

出典：厚生労働省HP オンライン資格確認導入について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html「経過措置」

2. 経過措置適用可否の確認と、届け出について

令和4年度末時点での**やむを得ない事情**は6項目に区分されており(P4参照)、特に第1号の場合、**所定の資料を添付して届け出る必要**があります。

多くのお客様におかれましては、6項目のうち「第1号」に該当いたしますことから、第1号の場合についてご案内します。

※第1号:令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)

◆「第1号」を事由とした場合に実施すべきこと 以下①および②

①**2023年2月末までのシステム事業者※と契約締結（お申込み）** ※システム事業者：NTT東日本、レセコンベンダ等

②**2023年3月末までに猶予届出** ※その際、2023年2月末までにシステム事業者と契約したことが確認できる書類の添付が必要

※**補助金申請についての留意**

顔認証付きカードリーダーのお申込み時期により、補助の上限額などが異なります。

※質問や疑問については、医療機関等向けポータルサイトに記載のコールセンターまでお問い合わせください。（P14参照）

システム事業者へまだ申し込みをされていない（検討中）のお客様へ

2023年2月末までの契約締結（お申込み）を適用できるよう、
まずは2023年2月末までのオンライン資格確認のシステム事業者へのお申込みをご検討ください

【ご案内①】「経過措置」- やむを得ない事情 6項目

(参考 : 「令和4年度末時点でのやむを得ない事情」6項目)

やむを得ない事情	期限
(1)令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和5年9月末まで） ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2)オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3)訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月目途）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで（遅くとも令和6年秋まで） ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ・自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 ・高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である） ・その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対

2023年3月末までに導入工事が完了することが困難なお客様が該当します

（全ての工事が完了する時期が、4月以降になることが想定されるお客様）

※6項目の詳細な考え方は別紙(第5回システム事業者導入促進協議会資料：厚生労働省資料、6～9頁)に記載されております。
記載内容に関する質問等がある場合は、厚生労働省ポータルサイトコールセンターまでお問い合わせください。

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8:00～18:00
（いずれも祝日を除く）土 8:00～16:00

出典：第5回システム事業者導入促進協議会（厚生労働省資料）、3頁「原則義務化の経過措置」より表抜粋

【ご案内①】「経過措置」- ご用意いただくもの、オンライン届出手順(1)

3.経過措置 オンライン届出手順（第1号事由を選択する場合）

3-1.ご用意いただくもの

オンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等

※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか

- ・ 工事の依頼先に2月末までに申込済である証跡が必要です
- ・ NTT東日本では、「オンライン資格確認申込確認書」を用意し、ご案内している担当部署よりお渡しいたします
(原則、電子メールでの送付)



※NTT東日本の場合
「オンライン資格確認申込確認書」イメージ
(お申込み証跡となる契約書等)

3-2.オンライン届出手順

(1) 医療機関向けポータルサイトにログイン



「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」
より、ログイン



「オンライン資格確認導入の猶予届出」
を選択

※郵送での届出も可能です
(4.経過措置 郵送届出手順を参照ください)

【ご案内①】「経過措置」- オンライン届出手順(2)

3.経過措置 オンライン届出手順

3-2.オンライン届出手順

(3) オンライン資格確認導入の猶予類型を選択

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

■ オンライン資格確認導入の猶予届出

オンライン資格確認導入の猶予類型

○ オンライン資格確認の導入の原則義務付けについて、令和5年3月31日未時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、本フォームにより経過措置の届出（猶予届出）を行うことができます。

○ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型を選択の上、猶予類型ごとに必要な事項の入力と資料の添付を行ってください。

○ 経過措置・猶予届出に係る詳細については、[オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ](#)（クリック）をご確認ください。

やむを得ない事情があるものとして、オンライン資格確認導入の猶予類型（以下の第1号から第6号まで）のうち該当するものいずれかにチェックし、チェックされた猶予類型に該当する項目（第1号～第6号）を入力してください。（チェックされた猶予類型以外の項目（第1号～第6号）は入力できません。）

第1号:令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)

第2号:オンライン資格確認の導入の原則義務化に関する特設ページに記載されている情報に基づき、薬局(ネットワーク環境事情)

第3号:訪問診療のみを実施する保険医療機関

第4号:改装工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局

第5号:廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局

第6号:その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

■ 猶予型：「第1号」を選択

■ システム事業者との契約日

・NTT東日本の「オンライン資格確認申込確認書」を用いて届出する場合は、「申込日」の日付を記載してください。

(レセコンベンダ様から取次いただいた案件は、NTT東日本が取次をいただいた日が、「オンライン資格確認申込確認書」の申込日となります。)

※ 複数事業者との契約がある場合、システム導入支援サービス業者（NTT東日本）のみの証跡を届出とすることでよい

2023年2月13日(月) 第6回 システム事業者導入促進協議会（オンライン）時のQAより

※ NTT東日本が3月工事予定の場合は、レセコンベンダ様等の工事が4月以降予定である事を確認できる契約書等の証跡が必要となります

(NTT東日本の工事予定が3月であることのみでの届出となる場合、経過措置が不要と判断されてしまうため)

2023年2月21日（火）厚生労働省への質問回答より

(4) 第1号を選択した場合の契約日、作業完了見込みを入力

第1号（システム整備中）を選択した場合

以下の入力をした上、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約（令和5年2月28日までに締結されたものに限る）したことが確認できる書類を添付する必要があります。（本フォームの下部よりアップロードすることが可能です。）

システム事業者との契約日(年)	入力可能期間:速くとも2023年2月28日まで
必須	---
(月)	---
(日)	---
作業完了見込み時期【2023年】(月)	入力可能期間:速くとも2023年9月末
必須	---

■ 作業完了見込み時期

・お客様のオンライン資格確認導入に関するすべての作業が完了する見込みの時期を記載願います。

(NTT東日本工事以後、レセコンベンダ様等の工事がある場合は、最後の工事が終わる時期を記載願います)

【ご案内①】「経過措置」- オンライン届出手順(3)

3.経過措置 オンライン届出手順

3-2.オンライン届出手順

(5) 複数医療機関コードをお持ちの場合の情報入力

複数医療機関コードをお持ちの場合

医科歯科併設医療機関で、複数の保険機関コード（医療機関コード）を有する場合、本アカウントで登録している保険機関（医療機関コード）以外の保険機関コードを記入してください。
※保険機関コードとしては、先頭から順に該当の都道府県番号（2桁）、点数表番号（1桁）、医療機関（薬局）コード（7桁）を記入してください。

【都道府県番号】
01北海道、02青森、03岩手、04宮城、05秋田、06山形、07福島、08茨城、09栃木、10群馬、11埼玉、12千葉、13東京、14神奈川、15新潟、16富山、17石川、18福井、19山梨、20長野、21岐阜、22静岡、23愛知、24三重、25滋賀、26京都、27大阪、28兵庫、29奈良、30和歌山、31鳥取、32島根、33岡山、34広島、35山口、36徳島、37香川、38愛媛、39高知、40福岡、41佐賀、42長崎、43熊本、44大分、45宮崎、46鹿児島、47沖縄

【点数表番号】
1 医科、3 歯科

保険機関コード

備考欄

備考

■ **医療機関コード**：保険医療機関としては1つである医科歯科併設医療機関で、複数の保険機関コードを有する場合、**ログインに用いたアカウントの保険機関（医療機関コード）以外の保険機関コード**を記入します

※複数届出は不要

（A医科コードで届出し、B歯科コードを入力した場合に、再度B歯科コードで届出し、A医科コードを入力する複数回届出は不要）

(6) 添付資料のアップロード

添付資料

下記の場合には、添付書類をアップロードしてください。
（添付資料はZipもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。）
第1号を選択した場合：契約書・注文書の写しなど、システム事業者と契約したことが確認できる書類
第6号を選択した場合：困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類（の写し）

添付書類のアップロード

ここにファイルをドラッグ&ドロップしてください。

ファイルが選択されていません

ZIPもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。

■ **添付書類のアップロード**：NTT東日本の場合は、「**オンライン資格確認申込確認書**」をアップロードしてください。

※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック&ドロップ、又は「ファイルの選択」ボタンからファイルを選択

最後に「**確認画面へ進む**」を選択

【ご案内①】「経過措置」- 郵送届出手順(1)

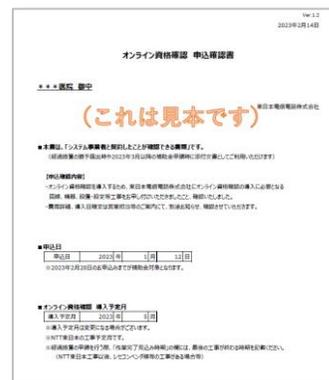
4.経過措置 郵送届出手順 (第1号事由を選択した場合)

4-1.ご用意いただくもの

オンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等

※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか

※プリンター等にて印刷してください



※NTT東日本の場合
「オンライン資格確認申込確認書」イメージ
(お申込み証跡となる契約書等)

4-2.郵送届出手順

(1) 猶予届出書のダウンロードと印刷



■届出書類のダウンロード

URLに以下を記入しサイトを開く

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

又は検索サイトで下記ワードにて検索

「厚生労働省 オンライン資格確認の導入について」

経過措置

オンライン資格確認の導入の原則義務化について、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることとしました。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、[社会保険診療報酬支払基金](#)（原則、[医療機関向けポータルサイト](#)）を経由して、地方厚生（支）局に猶予届出を届け出る必要があります。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。

▶ [保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保発免0127第1号・保発免0127第3号）](#)

（参考）猶予届出書の様式 ▶ [X](#) (Excel) ▶ [PDF](#) (PDF)

▶ [保健医療機関・薬局の皆さまへ](#)

（参考1）[中央社会保険医療協議会総会（第535回）資料](#) 総-5、総-7別紙2・3など

（参考2）[令和4年度診療報酬改定について（10月改定分）](#)

■猶予届出書の様式

上記ページの中段にある「経過措置」から、「Excel」「PDF」いずれかを選択し、ダウンロード

【ご案内①】「経過措置」- 郵送届出手順(2)

4.経過措置 郵送届出手順

4-2.郵送届出手順

(2) 届出書類の記入、郵送

※必要事項をすべて記載し、添付書類とともに郵送してください。

(送付先) 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行
※郵送の際、封筒の表面には、**赤字で「猶予届出書在中」と記載**してください

- まず、「保険医療機関・薬局の基本情報」、「該当するオンライン資格確認導入の猶予類型」を記載・選択してください。
- 選択した「該当するオンライン資格確認導入の猶予類型」に応じて、各類型の必要事項を記載してください。
- 第1号の猶予類型を選択した場合、添付書類が必要となります。
- 届出理由として第6号を選択した場合、困難な事情を確認できる書類がある場合は添付してください。

猶予届出書の記載事項

(別添2)
オンライン資格確認導入の猶予届出書

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称	② 電話番号 (ハイフンなし)
③ 所在地	(都道府県)
④ 保険機関コード	(複数ある場合)

II. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型

・第1号： 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局 (システム整備中)
・第2号： オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局 (ネットワーク環境事情)
・第3号： 訪問診療のみを実施する保険医療機関
・第4号： 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
・第5号： 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
・第6号： その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

⑥ ⑤の回答に応じた補足事項

第1号	システム事業者との契約日 (遅くとも2023年2月末)	西暦	年	月	日
第2号	作業完了見込み時期 (遅くとも2023年9月末)	西暦	2023年	月	日
第3号	光回線のネットワークの整備状況 (1.整備されていない/2.整備された)				
第4号	(2.の場合 整備された時期)	西暦	年	月	日
第5号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)				
第6号	工事又は臨時施設開始日	西暦	年	月	日
	工事又は臨時施設終了予定日	西暦	年	月	日
	廃止又は休止予定日 (遅くとも2024年秋)	西暦	年	月	日
	特に困難な事情として、右の状況にある				
	ア： 自然災害等により継続的に導入が困難である場合				
	イ： 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合 (※以下に年齢等を記載) (目安：2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下)				
	(1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢				歳
	(2) 特に困難な事情 (※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)				
	ウ： その他導入義務の例外措置 (院内等の電子化が進んでいない状況) 又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合 (※以下に具体的な内容を記載)				

⑦ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日 届出者名

☐ : 必須選択・記載 ☐ : 選択した類型に応じて選択・記載

ブルダウで選択/紙の場合記載
・第1号
・第2号
・第3号
・第4号
・第5号
・第6号

ブルダウで選択/紙の場合記載
4～9

ブルダウで選択/紙の場合記載
1. 整備されていない
2. 整備された

ブルダウで選択/紙の場合記載
1. はい

ブルダウで選択/紙の場合記載
・ア
・イ
・ウ

エクセルで入力する場合、「I. 保険医療機関・薬局の基本情報」内で選択した都道府県が自動入力されます。
紙の場合、●●が空白となりますので、医療機関等の所在地を所管する地方厚生(支)局をご記載ください。

(添付書類)
・第1号
契約書や注文書の写しなど事業者と契約したことが確認できる書類

出典：医療機関等ポータルサイト 原則義務化、経過措置の猶予届出等について <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html#yuuyotodokede>

【ご案内②】オンライン資格確認導入に関する「補助金申請」の手続きについて

- ◆経過措置の公表に伴い、**2023年2月末までに補助金申請が完了していない場合**、3月以降の補助金申請から**必要な書類が1点追加**されました
- ◆工事前のお客様に限らず**工事済みであっても補助金申請が3月以降となる医療機関・薬局のお客様は対象**となります。**追加となる書類および事務手続き等**についてご案内します

1. 必要書類の追加（補助金申請時）

オンライン資格確認関係補助金の申請に必要な書類（(1)領収書(写)、(2)領収書内訳書(写)、(3)オンライン資格確認等事業完了報告書）に加えて、**システム事業者から受領した書類の中で契約日が記載された書類の提出**が必要です。（例：契約書、受注書、注文請書等）

補助金申請時においてポータルサイトに契約日を入力していただいたうえで、確認用の添付書類として、**原則として契約書の写しを、契約書を交わしていない場合には発注書等の写しを添付**していただきます。

なお、**令和5年2月28日までに事業完了したうえで補助金を申請した場合には**、令和5年2月28日までに契約を締結していることが明らかであるため、確認用の契約書等の添付は省略いただいても差し支えありません。

出典：医療機関等ポータルサイト 原則義務化、経過措置の猶予届出等について <https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/post-21.html#yuuyotodokede>

2. システム事業者から受領した書類の中で契約日が記載された書類

NTT東日本へのお申込み証跡は、工事時期とお客様の補助金申請時期により次のようになります

「オンライン資格確認申込確認書」は、既にお申込み意思を確認済のお客様へ、弊社にてお申込み日を記入しお渡します。

	工事		オンライン資格確認 運用開始※1	経過措置 届出※2	補助金申請		NTT東日本が お客様にお渡する 「2月末までに契約締結している証跡」	レセコンベンダ様等 がお客様にお渡する 「2月末までに契約締結して いる証跡」
	NTT	レセコン ベンダ			申請日	申請書類※3		
1	2月	2月	2月	不要	2月末まで	従前とおり	不要	不要
2	2月	3月	3月	不要	3月以降	追加	ヒアリングシート（お渡し済のものを利用ください） お手元に無い場合は、お申込みした営業担当までお問い合わせ願います	ベンダ様任意書式 （契約書、注文書等）
3	3月	3月	3月	不要	3月以降	追加		
4	3月	4月以降	4月以降	要	4月以降	追加		
5	4月以降	4月以降	4月以降	要	4月以降	追加		

※1：「運用開始」は、医療機関等向けポータルサイトにログインし、お客様が開通日を登録する必要があります。

※2：「経過措置届出」については、NTT東日本がお渡する「オンライン資格確認申込確認書」だけでの届出が可能です。

※3：補助金の申請については、NTT東日本がお渡する「オンライン資格確認申込確認書」だけでなく、レセコンベンダ様等すべての契約証跡が必要となります。

お問い合わせ先

■ 経過措置、制度・手続きについてのご質問は、厚生労働省ポータルサイトコールセンターまでお問い合わせください

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

医療機関等向けポータルサイト 検索

導入工事後には、「運用開始日入力」をお忘れなく実施ください



オンライン資格確認の導入準備が完了した方は「運用開始日入力」が必要です

[運用開始日入力はこちらから](#)

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

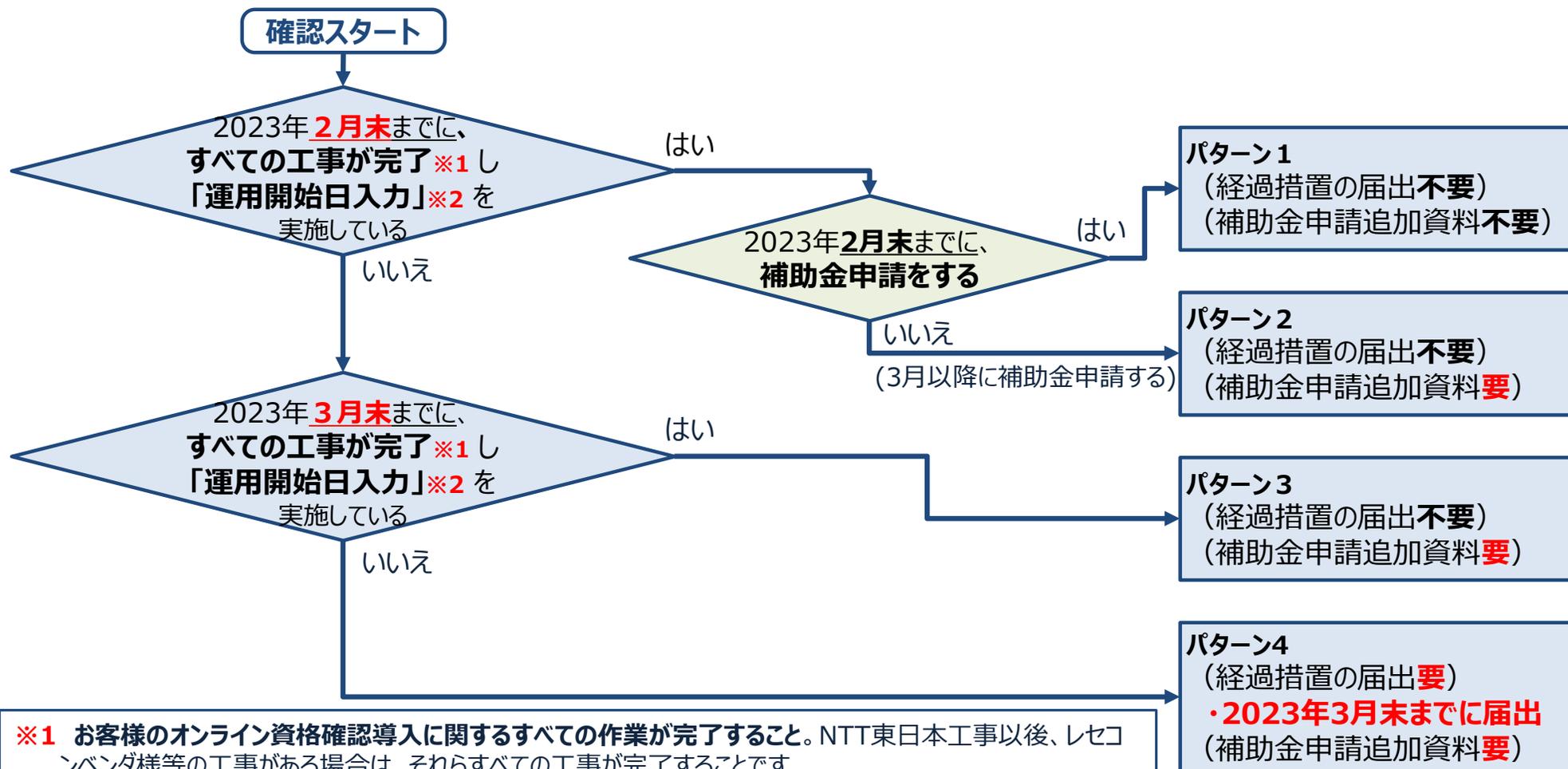
✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00



【参考資料】オンライン資格確認導入に関する各種届出のパターン

■ お客様のお立場より、経過措置届出の要否、補助金申請時の追加書類の要否をご確認ください



※1 お客様のオンライン資格確認導入に関するすべての作業が完了すること。NTT東日本工事以後、レセコンベンダ様等の工事がある場合は、それらすべての工事が完了することです

※2 「オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト」にログインし、「運用開始日入力」を実施すること。「オンライン資格確認の運用開始日」とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日、とされています。